

ナビゲーション・インストラクター規程

第 1 章 総則

第 1 条 この規程は公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）定款第 4 条 1 項 4 号に定めるところにより、JOA がナビゲーション・インストラクターという資格を公認し、円滑な運用をはかるため、必要な事項を定める。

第 2 条 この規程は、ナビゲーション・インストラクターを資格認証することにより、アウトドアスポーツの健全な発展と安全に寄与することを目的とする。

第 3 条 この規程にある用語は以下の意味を持つ

1) ナビゲーション・インストラクター（以下「NI」という）

アウトドアスポーツの活動者に対して、安全な活動のために必要な読図やナビゲーションスキルについて、別に定める基準に沿って講習を提供できる者

2) 養成講座

NI の資格認証を受けようとする者が受講する講習会

3) 認定

養成講座を受講した者を審査し、その合格者を所定の手続きを経て、JOA が資格認証するまでをいう

4) 講習

NI がアウトドアスポーツの活動者に対して提供するナビゲーションの講習会

5) 受講者

NI が提供する講習を受講する者

第 2 章 研修、認定

第 4 条 JOA は、普及・指導委員会を設置し、養成講座の主催および認定を行う。

第 5 条 養成講座を受講できる条件は次の通りとする。

1) 地図を使ったアウトドア活動が 30 日以上

2) ナビゲーション・読図の指導に興味を持ち、本認証の趣旨に賛同したもの

3) 受講年度の 4 月 1 日現在満 20 歳以上

2. 上記 1) の「地図を使ったアウトドア活動」の評価は別に定める基準を基に普及・指導委員会が行う。

第 6 条 NI の資格認証は、養成講座を修了し普及・指導委員会が審査後、適格と認めた者を認定する。

2. 本資格は、JOA の会長が付与する。

3. 別に定める基準によって、養成講座の一部を免除することができる。

第 7 条 養成講座は、JOA が主催し、普及・指導委員会が主管する。また、参加料をその受講者から徴収することができる。

2. 普及・指導委員会は、認定業務を遂行するために「NI 認定研修会講師（マイスター）」若干名を委嘱することができる。

第 8 条 認定に必要な基準は別に定める。

第 3 章 新規登録、更新登録および失効

第 9 条 本規程第 6 条 1 項により認定を受けた者で、NI として新規登録を希望する者は別に定める申請書に、認定料と新規登録料を添えて JOA へ申請しなければならない。

2. 申請は養成講座修了年度あるいは次年度中におこなうものとして、その期間を過ぎた場合は無効となる。

第 10 条 資格登録の有効期間は 4 年とし、登録した年度の 4 月 1 日をもって有効期間の起算点とする。

第 11 条 資格認証の更新は、有効期限の切れる 1 ヶ月前までに別に定める申請書に更新登録料を添えて JOA へ申請しなければならない。

2. 資格認証の更新を望む NI は、有効期間内に 1 回以上の更新講習を受講しなければならない。

3. 更新講習は JOA が主催、あるいは普及・指導委員会が指定する研修とする。

第 12 条 次の各号に該当する者は普及・指導委員会の決定を受け、資格認証を取り消すことができる。

1) NI として逸脱した言動や、NI の名誉を著しく傷つけたことが認められたとき

2) 本規程第 11 条に定める更新登録を怠ったとき

3) 本人より資格認証の取り消しの申し出があったとき

4) 本人が死亡したとき

第 13 条 本規程第 12 条で資格認証が取り消された者が希望する場合、希望者は普及・指導委員会が指定する更新講習を受講し、普及・指導委員会が審査後、適格と認めた者は資格認証を復活することができる。

2. 資格認証の復活は、別に定める申請書に更新登録料を添えて JOA へ申請しなければならない。資格認証の復活後の有効期間は 4 年とし、復活登録した年度の 4 月 1 日をもって有効期間の起算点とする。

3. 普及・指導委員会から資格認証の復活に関する通知送付後 3 ヶ月を経過しても申請が行われない場合は無効となる。

第 14 条 登録料、認定料は次のとおりとする。

1) 認定料 8000 円

2) 登録料 8000 円（4 年）

第 4 章 その他

第 15 条 NI は読図やナビゲーションスキルの理解に務めると同時に、常に質の高い講習を受講者に提供するよう日々研鑽に励まなければならない。

2. NI は別に定める規程に基づき検定を主宰し、検定試験の合否判定を行うことができる。

第16条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て行う。

附 則 1. 本規程は平成30年3月1日より施行する。

令和4年8月27日 改訂